

 社会全体で被害者を支えるために

少年の被害を考える集い

平成30年 **12月2日** 日 14時～16時

会場 **精華町役場 2階 精華町交流ホール**

参加無料
申込不要

講演 少年非行の現状と対策

近藤 勇二 氏 木津警察署 生活安全課 生活安全係

いのちを大切に

— 少年法改正の前日に息子の命を奪われて —

青木 和代 氏 (被害者遺族) 少年犯罪被害者「ゆう」の会 代表者

2001年3月31日に、二男の悠 (当時16歳) が、17歳と15歳の少年らのグループに「高校の入学祝いをしてやる」と呼び出され、市内の小学校校庭で2時間におよぶ激しいリンチを受け、4月6日に亡くなった。悠の無念の思いや母親の心情などを大学、高校、中学校や警察、少年院などで話すと共に「生命のメッセージ展」に出展。2014年4月6日「少年犯罪被害者「ゆう」の会」を立ち上げる。

会場へのアクセス



精華町役場 2階 精華町交流ホール
精華町大字南福八妻小字北尻70番地 (役場内)
TEL.0774-94-2004 (代表)

- JR「祝園駅」、近鉄「新祝園駅」より
徒歩約10分
- 奈良交通バス「精華町役場・東」より
徒歩約2分

「犯罪被害者週間とは」

11月25日～12月1日

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）が「犯罪被害者週間」と定められています。この期間を中心に、啓発事業を行うことにより、犯罪被害者等が置かれている状況について国民の理解を深めることを目的としています。

犯罪被害者等は、直接的な被害のほか、心身の不調や苦痛、周りの理解不足や中傷等、それまでの日常生活が一変し、受け入れがたい痛みや苦しみを抱え続けることになります。犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことが出来るようになるためには、国民全ての理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要です。

ボランティアを
募集します

被害者支援にご協力いただけるボランティアを募集しています。この活動に参加してみたい方、関心のある方、ぜひ私たちの仲間になってください。詳細についてはホームページをご覧ください。

ホンデリング

～本でひろがる支援の輪～



ホンデリングとは、不要になった本を株式会社バリューブックスに引き取っていただき、その買取相当額を全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体にご寄付いただくものです。あなたの本が、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用されます。

12月2日イベント当日、会場に本の回収箱を用意しますので、ご不要の本がありましたらご持参ください。

犯罪や事故などの被害でお困りの方へ。まずは、お電話ください。

犯罪や事故などの被害にあった方々やそのご家族、ご遺族に寄り添い必要な支援を行い、回復の手助けを行います。

相談日 月～金 13時～18時

犯罪被害者サポートダイヤル

☎0120-60-7830

京都市犯罪被害者総合相談窓口

☎075-451-7830 (有料)

※祝日・8/12～8/16・12/28～1/4を除く

相談日 月・木 12時～16時

犯罪被害者サポートダイヤルほくぶ相談室

☎0120-78-3974

※祝日・8/12～8/16・12/28～1/4を除く

相談日 月～日 7時30分～22時

全国共通ナビダイヤル

☎0570-783-554 (有料)

※12/29～1/3を除く